

令和7年5月26日

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習地区調整機構
支部長 殿

一般社団法人 薬学教育協議会
代表理事 本間 浩

実務実習における確認事項について（お知らせ）

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より薬学教育にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年4月25日（金）に開催されました第53回病院・薬局実務実習中央調整機構委員会において議論された下記の事項について、改めてお知らせ申し上げます。地区内での共有及び徹底をお願い申し上げます。

記

- 1) 実務実習における合理的配慮について
- 2) 認定実務実習指導薬剤師の実習中の異動について

- 1) 実習中に特別な配慮が必要な実習生につきましては、実習生本人の同意のもと、大学と受入れ施設との間で実習生の事情や背景など個人的な情報を適切に共有し、受入れ施設の十分な理解・納得のうえで円滑な実習が行われるようご配慮をいただきますように、改めてお願い申し上げます。

「合理的配慮」とは：

障害者の権利に関する条約「第二条 定義」において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に

において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている（文部科学省 HP より）。

- 2) 実務実習に関するガイドラインでは、「--- 認定実務実習指導薬剤師が中心となって、その施設で実習指導に携わる薬剤師全体と、円滑な連携の中で実習を行う」とされております。そのため、認定実務実習指導薬剤師が実習期間中に他施設に異動したり退職したりすることは、実習の学修効果や信頼関係の構築の観点から望ましくありません。可能な限り、同一の認定実務実習指導薬剤師が実習期間を通して継続して指導にあたっていただくよう、改めてお願い申し上げます。

以上